

東京都手話言語条例

手話ってなんだろう？

手話は「見ることば」です。

○声で会話をするのがむずかしい人は、目で見てわかる方法で話をします。

○その一つが「手話」です。

手話は表情も使うことばです。

○手話は手を使って話します。

○ただ手を動かすだけではありません。表情や動きの大小、スピード、位置関係などによって豊かな表現が生まれます。

日本語とどう違うの？

○手話は日本語とは異なる独自の文法を持つ言語です。

（日本語）山と海のどちらに行きたいですか？

（手 話）山／海／行き・たい／どちら（問いかけの表情）

○日本語を手や指、表情によって表現する方法もあります。

手話マーク



東京都の条例について

令和4年9月1日施行

手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、議員の発議により都議会に提案され全会派等一致で可決・成立しました。

都の責務

- 手話に対する理解の促進、手話の普及
- 手話を使用しやすい環境の整備
- 手話を用いた都政情報の発信

都民及び事業者の役割

- 条例の目的である共生社会の実現などについて理解を深めるよう努める。

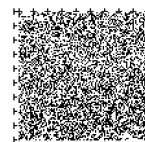
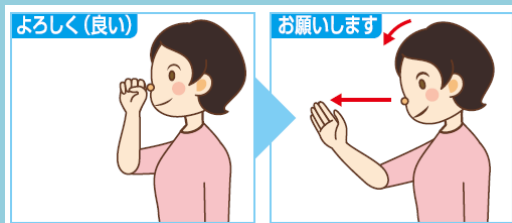
主な施策

- 都民、事業者が手話を学習する機会の確保
- 相談支援体制の整備
- 手話通訳者の派遣、確保・養成
- 学校における支援
- 医療等サービスにおける環境整備
- 災害時における措置

一人ひとりのご理解が手話の普及につながります。



東京都福祉局



手話の歴史

- 明治時代** 今の手話の原型となる手話がろう学校を中心にろう者の間で使われるようになりました。
- 昭和初期** 全国的にろう学校で口話指導が推奨されるなど、手話の使用が制約を受けることがありました。
- 昭和後期** 手話通訳者の養成・派遣やろう学校での手話の使用が進み、手話が社会的に普及しました。

東京都の取組

- 平成30年** 「東京都障害者差別解消条例」を制定し、「言語としての手話の普及」を規定しました。
- 令和4年** 「東京都手話言語条例」を制定し、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話が必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に取り組んでいます。

手話を学んでみませんか

こんにちは

昼

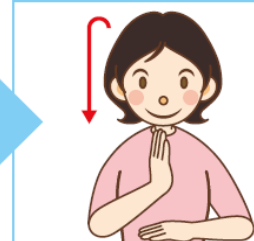
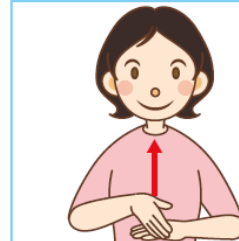


あいさつ



「昼」右手の人さし指と中指を立て、人さし指のつけ根をおでこの中央に当てます。「あいさつ」両手の人さし指の腹を向かい合うように立て、おたがいがおじぎをするように曲げます。

ありがとう



- ①左手の甲の上に右手を垂直にのせ、右手だけを上げます。
- ②頭はおじぎをするように軽く下げます。

○ 手話の基本は動作やものの形の模倣です。皆さんが普段使っている動作には手話になっているものもあります。

OK



だめ



わたし



あなた



- 多くの人が手話を知り、覚えることで、手話を必要とする人への理解が進み、共生社会の輪が広がります。
- 聞こえない人とのコミュニケーションがとれることで、あなた自身の活動の機会も広がります。

「見ることば」を覚えてみませんか？

聴覚障害のある方への
支援の具体例はこちら



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

リーフレット問合せ先

東京都福祉局

障害者施策推進部企画課

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

Tel：03-5320-4147

Fax：03-5388-1413

令和6年1月発行 登録番号(5)72